◎向日市民憲章◎
1　住みよいまちを力を合わせつくりましょう
1　きれいな緑と水と空を守りましょう
1　働くよろこびと心のふれあいを大切にしましょう
1　すぐれた教育と文化を育てましょう
1　明るいくらしと福祉のまちをきずきましょう

広報向日

No.224
昭和55年3月15日
◎発行　向日市役所（京都府向日市寺戸町中野20）
◎編集　広報広聴課　◎電話　075(931)1111

55年度予算案
総額79億3千万円に

市民憲章の精神を生かし 清潔で明るい市民本位の市政の確立をめざして

◇昭和五十五年度の予算案がまとまり、七日から開会される◇
◆ている三月定例市議会に提案されました。◆
◇予算案総額は約七十九億三千六十一万円で、市民憲章の◇
◆精神を生かし、清潔で明るい市民本位の市政の確立をめざ◆
◇した予算案となっています。◇
◆なお、この予算案は市議会で審議・議決を得たのち、四◆
◇月からスタートすることになります。◇

市議会で新年度予算案を説明する民秋市長

新年度の予算規模

昭和五十五年度当初予算案の規模は、一般会計五十七億八千万円、特別会計二十一億五千万円、あわせて七十九億三千万円になりました。

この結果、一般会計で前年度当初予算に比べ約八億円（一六・〇%）増となっています。

そして総額で、前年度当初予算に比べ約十億円（一四・三%）増の規模となっています。

予算編成方針

市民の暮らしを守る施策を最重点に

八〇年代を迎えて我が国の経済は、世界的に不安定かつ流動的な資源・エネルギー問題をはじめ、原油価格の上昇による物価の動向や雇用・景気の先行きなど、決して予断を許さない警戒すべき状況にあります。

したがって、昭和五十五年度は国政にとっても地方行政のうえでも極めて重要でむずかしい年であり、私としては向日市政の将来への舵取りをいささかも誤まってはならないと痛切に感じております。

こうした困難な状況をきりひらき、市民の暮らしを守り、明日の向日市をつくりあげてゆくべき決意を新たにしております。

私はこれまでも、市民のすべてが安心して暮らせる福祉のまちづくりと文化と教育のかおり高い都市の建設をめざし、心のふれあう住みよいまちづくりに取り組んできましたが、こうした基本的な考え方により、昭和五十五年度予算は、既定の諸事業を一層推進するとともに、市民の要望に応えた基本政策の実現については、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に工夫をこらして、順次着手していくこととし、積極的に編成しました。

また八〇年代の第一歩として、私の第二期目の課題である二十一世紀に向けての理想の向日市づくりをすすめていく方向づけも可能な限り盛り込んだのであります。

こうした基本にたちまして、五十五年度当初予算の編成に取り組んだのでありますが、その主な措置といたしましては、先ず何をおいても「市民のくらしを守る」ことを最重点として計上しました。

一方、これら施策を中心とした予算の裏付けとなる財源については、国・府補助金、市債の確保に努める一方、経常経費の節減にも努め、あわせて市民の受益について適正な負担をお願いする観点から、特に水道料について、水道事業経営の健全化および水の安定確保をはかるためその改定を行うことといたしました。

今後の市政運営にあたりましては、組織および予算の執行についても、効率的な運用に努めるとともに、国に対しては引続き、地方行財政制度の抜本的な改善と超過負担の解消など財源拡充を市長会などを通じさらに強く要望していく所存です。

今後とも市民のみなさんの暖かいご支援とご理解をお願い申し上げます。

一般会計
57億8千万円

◆都市基盤の整備の分野
駅前整備の基本構想策定に向けての基本調査に着手するとともに、関係機関および市民の理解を得るための資料作成など、実現に向けて協力します。
また都市環境の変化に対処する街路整備事業についても、地元関係者のご理解ご協力を得て、事業の一層の推進をはかります。

◆暮らしと福祉の分野
福祉関係については、児童・心身障害者・老人・母子福祉など現行の福祉水準を確保するとともに新しい施策を取り入れています。
また市民の健康を守り高めるため、特に乙訓休日診療所の早期実現をめざし努力します。

◆教育・文化の分野
地区における社会教育の場としての地区公民館を順次設置することを目標に、新年度は二館建設する計画をしています。
また文化財保護の立場から、長岡宮殿地跡を買上げ保存していく方針です。

特別会計

水道会計
6億7千万円

市民の方にご迷惑をかけず、安定した水の供給が出来るよう、第8次拡張計画による新浄水場の建設に着手します。

一方、経営面においては累積赤字約二億千万円（昭和五十四年度）の解消をめざし、経営の健全化をはかるため、きびしい経済環境のもとではありますが、止むを得ず、水道料金・諸手数料の改定を考えています

下水道会計
6億5千万円

昨年十一月に市内一部地域（森本町石田・戌亥）において供用開始した公共下水道事業も、五十四年度末には約九ヘクタールの整備が完了します。

新年度も幹線整備を積極的に推進するとともに、関係機関に対し、補助対象の拡大を強力に要望するなどできる限りの財源確保をはかりながら取り組みます。

国保会計
8億3千万円

国保財政は、医療技術の高度化と老人医療無料化・高額療養費等の給付面の改善等により悪化しています

五十五年度も医療費の自然増に伴う財源を新たに確保する必要があり、当初暫定賦課を行い、今後の財政の推移・医療費の動向を十分見極め、対処していく考えです。

おもな重要施策

■市民の暮らしの周辺の環境整備
▽80年代のまちづくりのための住民意向調査
▽市政モニターの設置
▽駅前整備にかかる基本調査に着手ならびに資料の作成
▽道路の拡幅改良整備など交通安全対策事業
▽都市計画街路事業
▽都市下水路・小規模河川等の改修整備
▽都市公園・児童公園の整備
▽消防独立庁舎建設のための調査
▽農業用水路の改修など農業基盤の整備
▽新浄水場の建設
▽公共下水道の積極的な推進

■福祉と健康を守り、心のふれあう施策の推進
▽ねたきり老人・独居老人の寝具乾燥事業
▽身体障害者家庭に特殊火災警報器を設置
▽医療の無料化の支給範囲の拡大
▽母子家庭に水道料・くみとり基本料の扶助
▽交通遺児に奨学会を支給（幼児・小学生・中学生・高校生を対象）
▽市民福祉講座の開催＝ボランティアの育成
▽ごみ収集・し尿処理の充実
▽新一年生（小学校）を対象に心臓病検診

■教育と文化のかおり高いまちづくり
▽第8向陽小学校にプールを建設
▽第5向陽小学校開校に伴う教材備品の整備、ことば・きこえの教室開設に伴う備品整備
▽私立幼稚園児教材費補助金を拡大
▽移動文庫の定着化（中央公民館に図書運搬用リフトの設置）
▽コミュニティー促進のため、自治会が建設する集会所に補助
▽地区公民館の建設
▽市民体育館建設のため専門職員の配置
▽市史編さん事業の促進
▽長岡宮殿地跡の買上げ保存

――◇――◇――

※注意　文章の太字部分は新規事業

本通貨会計設定にむけて

市長、本会議で提案（論旨抜粋）

市民の生活に欠かせない水を確保するとともに水道事業の健全な経営をはかるため、昨年十月八日、水道事業運営協議会に水道料金等のあり方について諮問し、その審議を求めてきましたところ本年一月二十九日にその答申を得たのであります

答申としては、水の安定供給のため、将来的な水需要に備え、第8次拡張工事（新浄水場の建設）並びに恒久的な取水計画を積極的に進める必要があります。

しかし、水道事業の経営収支は経済情勢の変化による諸物価の増高等により、大きくバランスが崩れてきたので、経営の健全化をはかり、将来の水需要に応えるため、事業の独立採算制の立場から、収支の不足額を料金収入に求めることもやむを得ないとするものでありました。

いままで、水道事業としては「清浄にして豊富低廉な水の供給」が水道本来の使命である観点からして、企業努力等により、水道料金を極力据置いてまいったのであります。

しかし、内部努力には限度があり、今後、水の安定供給をはかるためには、現今の経済状勢のもと、不本意ではありますが、市民の方々に適正な負担をしていただくことによって、公共サービスの維持を確保するしか方法がなく、今回、答申を検討の結果、答申の趣旨に基づく改定率により、水道料金の改定をお願いするものであります。

改定の基本的な考え方としましては、いままでにおける累積欠損金を解消し、また、経営状態が健全に運営できるということを基本とし、市民の生活に密接な関係をもつ一般家庭用にかかるものについては、厳しい家庭経済への影響を考慮し、改定幅を可能な限り抑えるよう配意いたしたのであります。

その主な内容につきましては、一般家庭用として多く使用されております13㎜、20㎜の基本料金につきましては、基本水量を二段とし、16㎥までの基本料金を現行13㎜で五百円を七百円に、20㎜で七百円を千円に改定し改定率としては、それぞれ40%、42・9%となり20㎥までの基本料金についても、現行13㎜で六百円を千円に（66・7%の改定）、20㎜で八百円を千四百円（75%の改定）とし、二か月間における平均世帯（三・四人）での平均使用水量を50㎥として、13㎜で現行二千百円を、三千七百円に（改定率76・2%）、20㎜で現行二千三百円を四千百円（改定率78・3%）に改定するものです。

また、公衆浴場の場合にあっては、公衆衛生面に果す役割を考慮して料金を定めております。

その結果、全体として現行水道料金を平均82・18%の改定となり、昭和五十五年四月一日以後に決定する使用水量に係る分（昭和五十五年度一期分）から適用するものです。水道料金以外につきましても、予約金、諸手数料、新規加入金をも合わせて改定させていただく次第です。